

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人大学入試センター

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(23%) 28	(2%) 83
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(8%) 10	(32%) 1,650		
随意契約		(92%) 112	(68%) 3,529	(27%) 33	(60%) 3,085
合 計		(100%) 122	(100%) 5,179	(100%) 122	(100%) 5,179

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0		
随意契約		(100%) 12	(100%) 252	(92%) 11	(92%) 231
合 計		(100%) 12	(100%) 252	(100%) 12	(100%) 252

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(25%) 28	(2%) 83
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(9%) 10	(33%) 1,650		
随意契約		(91%) 100	(67%) 3,277	(20%) 22	(58%) 2,854
合 計		(100%) 110	(100%) 4,927	(100%) 110	(100%) 4,927

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買入について、「300万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借入について、「160万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の売払について、「100万円を超えないもの」から、「50万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の貸付について、「60万円を超えないもの」から、「3万円を超えないもの」に変更
- ・ 上記以外について、「200万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買入について、「300万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借入について、「160万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 上記以外について、「200万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成19年12月までに、以下の措置を講じ、平成20年1月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを策定する。
総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。
(平成20年度を目途に作成予定)

(2) 複数年度契約の拡大

システム関連等の複数年度にわたる契約については、内容を精査し、複数年度契約を拡大する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札や公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載